

若桜町監発第4号
平成30年4月27日

若桜町長 矢部 康樹 様
若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 藤原 重明

若桜町監査委員 山本 安雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 平成30年4月26日（木）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 総務課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
また、平成28年度決算財務書類（公会計）を確認した。
 - 平成30年度若桜町職員研修計画について
 - 財産管理台帳（土地図面、物品を含む）
 - 所管事務の状況について
- 4 監査の着眼点 (1) 職員研修は、適切に行われているか。
(2) 財産管理は、適切に行われているか。
- 5 監査の結果 統一的な基準による財務書類の周知については、本町の特性や実態を客観的に捉え認識する観点から、町職員への説明も行われたい。
また、行政内部での具体的な活用方策を検討されたい。

以上